



加坂総第494号
令和5年12月22日

坂祝町監査委員 様

坂祝町長 柴山佳也
(公印省略)

行政監査及び定期監査における指摘事項に対する回答について

標記について、令和5年11月30日付け坂監第65号の行政監査の結果に関する報告及び令和5年11月30日付け坂監68号の定期監査の結果に関する報告における指摘事項について、下記のとおり回答します。

記

指摘事項に対する回答

別紙のとおり

R5 行政監査・定期監査の結果(指摘事項)に関する回答

| 指摘事項 | 回答 | | | | | | | | | | |
|---|--|-----|-----|---------|---------|---------|---------|---|--|-------|-------|
| <p>【行政監査 指摘事項 1】</p> <p>今年度、株式会社小西砕石工業所から中学校運動場に寄贈されたバスケットボールゴールの管理について現地確認を行った。</p> <p>中学校運動場と隣地する箇所には猪が掘った痕跡が数か所あり、生徒に危害が加えられないよう対応する必要があるため、教育課と産業建設課で調整願いたい。</p> | <p>【教育課】</p> <p>中学校の山には6頭の猪が生息しており、現在産業建設課(猟友会)がワナを仕掛けているとのことです。</p> <p>そのことについては、学校側に伝えているところであり、また出沒した際にも逐次情報を提供し、注意喚起に努めています。</p> <p>【産業建設課】</p> <p>現在、中学校のある郷部山全体では、イノシシ捕獲のため箱罠(檻)4基、くくり罠3基を仕掛け、今年度に入り25頭捕獲しています。イノシシの行動範囲は広く郷部山全体を行き来するため、現在設置している罠により今後も猟友会と連携しイノシシの捕獲を行っていきます。</p> | | | | | | | | | | |
| <p>【行政監査 指摘事項 2】</p> <p>「坂祝町防犯カメラ設置及び運用に関する要綱」に係る第3条の規定に定める「管理責任者」の専任について特に小学校、中学校から意見聴取した結果、中学校からは校長若しくは教頭に充てた方が、問題が生じた場合に迅速な対応ができるとの回答があり、今後小学校、幼稚園を含めて総務課で調整願いたい。</p> | <p>【総務課】</p> <p>同要綱第3条の一部改正を検討します。案として、</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正後</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(管理責任者)</td> <td style="text-align: center;">(管理責任者)</td> </tr> <tr> <td>第3条 (略)</td> <td>第3条 (略)</td> </tr> <tr> <td>2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設等を所管する課の長をもって充てる。<u>ただし、小中学校、幼稚園については、それぞれ校長、園長を管理責任者とする。</u></td> <td>2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設等を所管する課の長をもって充てる。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 (略)</td> <td style="text-align: center;">3 (略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、これらを意識づけるものとしてカメラ設置施設に対し管理責任者を通じて、同要綱の第5条に防犯カメラの設置の表示の規定がありますので、表示がなされていないものについては対応致します。</p> | 改正後 | 改正前 | (管理責任者) | (管理責任者) | 第3条 (略) | 第3条 (略) | 2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設等を所管する課の長をもって充てる。 <u>ただし、小中学校、幼稚園については、それぞれ校長、園長を管理責任者とする。</u> | 2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設等を所管する課の長をもって充てる。 | 3 (略) | 3 (略) |
| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | | |
| (管理責任者) | (管理責任者) | | | | | | | | | | |
| 第3条 (略) | 第3条 (略) | | | | | | | | | | |
| 2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設等を所管する課の長をもって充てる。 <u>ただし、小中学校、幼稚園については、それぞれ校長、園長を管理責任者とする。</u> | 2 管理責任者は、防犯カメラを設置する施設等を所管する課の長をもって充てる。 | | | | | | | | | | |
| 3 (略) | 3 (略) | | | | | | | | | | |

| | |
|---|--|
| <p>【定期監査 指摘事項 1】</p> <p>将来にわたる道路等用地取得における土地収用に関しては、地権者を含めて土地所有者以外の親族等にも了解を含めた関係書類等を聴取するようお願いしたい。</p> | <p>【産業建設課】</p> <p>生活道路の拡幅に関しては、自治会要望による事業となります。自治会要望提出時においては、沿線土地所有者の同意(記名押印)を自治会で取りまとめていただいている状況です。さらに関係する親族等の了解(同意)を得ることは、自治会長様に変な負担となるため現実的には難しいのではないかと考えます。</p> <p>現在、ご要望を頂いてから、1年から2年程度で事業化しており、測量及び設計業務を同時に発注していることから、他の手法として、概略設計を最初に行い、概略設計の線形等で概ねご了解を得ることができた後に、次のステップとなる測量及び詳細設計を次の年度等に発注することは可能であると考えます。</p> |
| <p>【定期監査 指摘事項 2】</p> <p>子育て支援拠点施設「バンビーニ」に新たに防犯カメラが設置された。管理責任者の選任及び外部に提供する運用方法等が定められていない状況である。既に防犯カメラが設置されている幼稚園でも同様に定めがないため、その時々に対応で処理されている。</p> <p>実施予定の行政監査において、幼稚園、小学校及び中学校等含め防犯カメラの設置台数等を調査し、総務課を含めて防犯カメラの運用要項について調整することとした。</p> | <p>【総務課】</p> <p>改めて関係施設の管理責任者へ「坂祝町防犯カメラ設置及び運用に関する要綱」の周知等を行います。</p> <p>あわせて【行政監査 指摘事項 2】の回答のとおり対応するとともに防犯カメラの設置台数等を把握していきたいと思います。</p> |
| <p>【定期監査 指摘事項 3】</p> <p>坂祝町郷土資料館について</p> <p>令和6年4月から新たに坂祝小学校体育館1階に移転した郷土資料館が開館されることになっている。資料館の面積も今までより広いため、資料を展示するのみではなく、幅広く町民に提供できるような中央公民館のサテライト的な場所として利用できるよう郷土資料館運営委員会等において検討願いたい。</p> | <p>【教育課】</p> <p>新郷土資料館は「ふるさと会(郷土史研究会)」を中心に運営する予定です。展示するだけでなく、昭和の茶の間を再現するなどし、実際に展示物に触れるなど子どもたちが体験を通して坂祝の歴史を学ぶ施設を想定しています。来年秋には、この場所で国民文化祭坂祝町イベントを開催することも計画しており、地域の方たちが集えるような場所づくりをめざします。</p> |
| <p>【定期監査 指摘事項 4】</p> <p>各活動に供する預金通帳開設状況について</p> <p>坂祝町各課における公費以外での活動に供する預金通帳開設状況を調査した結果、収入及び支出並びに収支決算書等の作成がなされており、</p> | <p>【会計室】</p> <p>印鑑については課長管理として対応していますので、今後も同様の対応とさせていただきます。預金通帳においては各課の判断において必要に応じて会計室で保管するよう検討していきます。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>該当組織委員会等において決算について審議されているため、概ね適正に執行されていると認められた。ただし、預金通帳及び銀行届出印が各担当者・課長の机の引き出しに保管されている事案が多くあった。預金通帳については、会計室の金庫に保管するなどしつかり管理するように検討願いたい。会計室が遠隔な場合は金庫を設けなどして、適切に管理するようお願いしたい。</p> | <p>出先機関において金庫が無い場合は、鍵付きの書庫等に管理するように指導していきます。</p> |
| <p>【定期監査 指摘事項 5】</p> <p>町有財産使用目的外での有料化(職員等の駐車場使用料の有料化)について</p> <p>昨年度の定期監査で指摘した職員等の駐車場使用料について、今年度から 先行的に町三役及び各課長を対象に駐車場使用料が徴収されている。</p> <p>次年度からはさらに会計年度任用職員、非常勤の特別職員及び議会議員等の公共施設の駐車頻度の高い利用者の扱いについても検討していただきたい。</p> | <p>【総務課】</p> <p>昨年度同様、町三役及び各課長を対象に継続していきたいと考えておりますが、以前お伝えさせていただきましたとおり、その現状ですら維持するのが困難な状況にあります。</p> <p>ご指摘のとおり、次年度以降も公共施設の駐車頻度の高い利用者に拡大できるよう検討していきますが、今後の展望が不透明な状況にあります。</p> |